

名刺デジタル化サービス【Lite】利用申込書

2011 年 10 月

株式会社ビビッド・ジャパン

名刺デジタル化サービス【Lite】利用申込書

「名刺デジタル化サービス【Lite】」利用約款に基づき、名刺デジタル化サービス【Lite】を申し込みます。

【お申し込みをいただくにあたって】

- お客様の個人情報については以下の記載内容に同意の上で、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- 頂いた個人情報の利用目的は以下のとおりです。
契約の履行（サービスの提供等） / サービスに関する情報の提供および提案/ サービスの企画および利用等の調査に関する、お願い、連絡、回答/ サービス、その他の問合せ、依頼等の対応/ 展示会、セミナー、トレーニング、懸賞、その他イベントに関する案内、回答/ 統計資料の作成/代金の請求、回収、支払い等の事務処理/ その他一般事務の連絡、問合せ、回答
- 当社が取扱う個人情報は、業務を委託または再委託する他の事業者に対して提供することがあります。
また、下記個人情報は、当社の契約・規約等の規定、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。
- お客様の個人情報の取扱いについては「当社個人情報保護について」の下記URLでご確認をお願いいたします。
<http://vivid-japan.co.jp/company/#kojin>
- 個人情報に関する各種お問合せ（開示・訂正・削除・利用停止など）のご連絡は下記をお願いいたします。
株式会社ビッド・ジャパン サービスサポート 03-5282-5233

会社名			
部署名			印
役職名			
担当者氏名			
E-Mail			
電話/FAX	/		

お申込み日	年 月 日	ご利用開始希望日	年 月 日
-------	-------	----------	-------

ご利用条件	■初期費用：100,000円 ■月額基本料：10,000円 ■名刺処理料：40円/枚
-------	--

利用スキャナ	メーカー名：	代理店 使用欄	代理店名：
	機種名：		担当者名：
	台数： 台		署名捺印： 印

※スキャナを新規ご購入の場合の推奨機種

メーカー/機種：PFU ScanSnap S1500	価格：45,000円前後	寸法(mm)：W292 H158 D159	重量：約3kg
メーカー/機種：PFU ScanSnap S1300	価格：25,000円前後	寸法(mm)：W284 H77 D99	重量：約1.4kg
メーカー/機種：キヤノン DR-C125	価格：42,000円前後	寸法(mm)：W300 H217 D156	重量：約2.6kg
メーカー/機種：キヤノン DR-2510C	価格：37,000円前後	寸法(mm)：W298 H160 D160	重量：約2.4kg

「名刺スキャンアプリケーション」の動作環境は以下の通りとなります。

動作環境	必要スペック
対応 OS	Windows XP / Windows Vista(32bit/64bit) / Windows 7(32bit/64bit) ※Microsoft Windows 2000 Professional は保証対象外となります。
CPU	Intel Pentium 4 プロセッサ 1.8GHz 以上 (Intel Core2 Duo 2.2GHz 以上を推奨)
メモリ	1GB 以上 (Windows Vista、Windows 7 は 2GB 以上を推奨)
ディスク容量	5GB 以上の空きディスクが必要 (スキャナ添付のソフトウェアおよびドライバーを含む)
その他	スキャナを接続するための USB ポートを備えていること。インターネットに接続できること。
ディスプレイ	横 1024 x 高さ 700 ピクセル以上の解像度、ハイカラー(16ビット以上)の表示ができること

「名刺デジタル化サービス【Lite】」利用約款

第 1 条 (約款の目的、適用、変更)

- この「名刺デジタル化サービス【Lite】」契約約款(以下「本約款」という)は、所定の「名刺デジタル化サービス【Lite】」申込書(以下「申込書」という)記載の申込者(以下「甲」という)に対して、株式会社ビビッド・ジャパン(以下「乙」という)若しくは乙の販売代理店(以下「販売代理店」という)から提供される名刺デジタル化サービス【Lite】に関する利用契約(以下「利用契約」という)についての契約条件を規定するものとする。
- 甲が乙と利用契約を締結した場合は、本約款は甲乙間で適用されるものとする。甲が販売代理店と利用契約を締結した場合には、本約款は甲と販売代理店との間で適用され、甲は本約款に基づく権利及び利用契約に基づく権利も販売代理店に対してのみ有し、乙に対しては本約款に基づく権利及び利用契約に基づく権利を何ら主張することができないものとする。但し、後者の場合であっても、第 10 条及び第 11 条に規定される義務については、乙も販売代理店とは別途に負うものとする。
- 乙は甲、販売代理店の承諾を得ることなく本約款を変更することがあるものとし、本約款の変更があった場合においては、変更後の約款が適用されるものとする。但し、乙は、変更を行う場合には1ヶ月前までに直接又は販売代理店を通じて甲に通知を行う。通知を受けた甲が変更を受け入れ難い場合には、変更日の前日までに乙又は販売代理店に申出ることによって変更日の前日をもって利用契約を解約できるものとし、この解約の場合には第 17 条第 2 項は適用されないものとする。

第 2 条 (用語の定義)

本約款における以下の用語についてはそれぞれ以下のように定義する。

- 「名刺デジタル化サービス【Lite】」(以下「本サービス」という)とは、「スキャナ」(次項にて定義)で取り込まれ指定のデータセンターに送信された甲所有の名刺の画像ファイル(名刺画像及び名刺の画像上の文字)のデジタル化によって作成されたテキストデータを、WEB サイトを通じて閲覧、ダウンロード等の利用ができるよう甲に対して提供する一連のサービスをいう。
- 「スキャナ」とは、本サービスの提供に必要な機能及び性能(別途指定)を備えたスキャナをいい、甲が、別途第三者からの購入によって備付けるものとする。
- 「利用者」とは、甲の従業員、取締役等のうち本サービスを利用する者として甲に指定された者をいう。
- 「月額処理料金」とは、データセンター上で甲の所有する名刺の画像上の文字をデジタル化し、デジタル化した名刺画像及びテキストデータをデータセンター上で保管する料金をいう。
- 「月額基本料金」とは、甲に対して、デジタル化された名刺画像及びテキストデータの閲覧等のサービスを提供する料金をいう。

第 3 条 (利用契約の締結と利用のための設備)

- 利用契約は、甲が所定の申込書を乙又は販売代理店に提出し、乙又は販売代理店がこれに対し所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立する。乙又は販売代理店は利用契約の申込を承諾する場合には利用開始日、閲覧等のサービスを提供する WEB サイトの URL、その他本サービス利用に必要な情報を通知するものとし、甲は当該利用開始日から本サービスを利用することができるものとする。
- 本サービスに付随して乙、販売代理店又は第三者から提供されるオプションサービスの申込方法及び利用条件は、別途定められるものとする。
- 甲は、本サービスの提供を受けるにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してデータセンター、本サービスに関する WEB サイト等との接続環境及びその他所定の利用者設備を維持管理する。

第 4 条 (利用者とユーザーID の関係)

甲は、一利用企業に一つのユーザーID を使用させるものとし、甲以外の第三者にユーザーID を使用させてはならないものとする。

第 5 条 (本サービスの利用環境と非保証)

- 本サービスは、日本国内のみ利用可能とし、海外での利用及び海外からのアクセスはできないものとする。
- 本サービスの提供時間は、24 時間 365 日とする。但し、以下の各号のいずれかに該当すると乙が判断した場合、乙は本サービスの一部又は全部の提供を必要な期間停止することができる。
 - 本サービスを提供するためのシステムの点検を必要とする場合(この場合、緊急時を除き、できるだけ乙は甲に事前にその旨を連絡するよう努める)。
 - 本サービスを提供するためのシステム、設備等に障害が発生した場合。
 - 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合。
 - 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合。
 - その他、電力の供給が止まる等本サービスの提供が不可能になった場合。
- 乙又は販売代理店は、前項各号の事由に基づく本サービス提供の停止によって生じた甲及び第三者の損害につき一切の責任を負わないものとする。
- 乙又は販売代理店は、甲に対し、本サービスを介してリンクされるインターネット上のいかなるサイト(ウイルスその他の有害な要素がないことも含む)についても保証するものではなく、またこれらのサイトにおけるコンテンツ、製品その他の内容についても一切責任を負うものではない。なお、オプションサービスとしてリンクされるサイトに関する責任については、各オプションサービスの利用条件に従うものとする。
- 本サービスの提供に際して作成されたアクセスログは作成時から1年間のみ保管されるものとし、1 年経過後は削除されるものとする。
- 本サービスのうち名刺の画像ファイルのデジタル化に関する対応言語、及び本条各項以外の提供条件についてはサービス提供時点で乙の WEB サイト上に掲載されるものとする。

第 6 条 (本サービスに含まれるサポート)

乙又は販売代理店は、月曜日から金曜日まで(国民の祝祭日、年末年始、乙又は販売代理店の休日を除く)の 9:00～18:00(12:00～13:00 を除く)、本サービスにおいて乙又は販売代理店が提供する本サービス全般の利用方法に関する問合せを甲から電話、電子メールにより受け付けることとする。

第 7 条 (スキャナの取扱い)

- スキャナの品質保証・保守等については当該スキャナに添付されたユーザーマニュアルに記載のとおりとする。
- スキャナの利用は日本国内に限定され、甲は日本国外への持出しを一切してはならないものとする。

第 8 条 (本サービスの対価と支払条件)

- 本サービス利用の初期費用、月額基本料金、月額処理料金、の額は、申込書に定める額とし、その支払条件については、本条の定めに従うものとする。
- 甲は、乙又は販売代理店に対し、乙又は販売代理店が発行する請求書に従い、初期費用及びスキャナ購入費用を当該請求書で指定された期日までに指定された方法にて支払うものとする。
- 甲は、乙又は販売代理店に対し、当月分の月額基本料金、月額処理料金を等、乙又は販売代理店が翌月に発行する請求書に指定した期日までに乙又は販売代理店の指定する方法にて支払うものとする。なお、これらの月額料金は各月 1 日から末日までの1ヶ月単位で算定され、また各月の 1 日から 10 日までに本サービス利用開始の場合は当月を1ヶ月目とみなし、11 日から末日の間に開始した場合は翌月を1ヶ月目とみなす。
- 乙又は販売代理店は、甲の承諾を得ることなく申込書に定める対価及び支払条件を変更できることとする。但し、すでに支払われている対価及び支払条件の変更はしないこととする。なお、対価及び支払条件を変更する場合、乙又は販売代理店は、変更の 1ヶ月前までに甲へ通知することとする。通知を受けた甲が変更を受け入れ難い場合には、変更日の前日までに乙又は販売代理店に申出ることによって変更日の前日をもって利用契約を解約できるものとし、この解約の場合には、第 17 条第 2 項は適用されないものとする。
- 本サービスを提供するためのシステム、設備等に障害が発生し、正常なサービスを提供できない場合、甲の利用期間には障害発生から復旧までの日数(障害で利用できない状態が6時間以上24時間までを1日と計算)は含まれないものとし、甲は、甲及び乙又は販売代理店間で正常なサービスを提供できなかったことを確認した日数分の日割月額基本料金相当額を、確認月の翌月の月額基本料金から控除して支払うことができる。
- 乙又は販売代理店は、本約款に特に明示的に定める場合を除いては、理由の如何を問わず、すでに支払いを受けた対価の払い戻しは行わないものとする。
- 甲が本サービスの対価も第 2 項及び第 3 項の支払期日までに支払わない場合、乙又は販売代理店は、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく即時に本サービスの提供を停止し、又は利用契約を解除することができる。

第 9 条 (甲の管理責任)

- 甲は、閲覧等のサービスを提供する WEB サイトの URL 及びパスワード、ユーザーID 並びにその他の本サービスの利用に際して乙又は販売代理店から付与される情報(以下これらを「パスワード等」という)が不正に利用されないよう、管理責任を負うものとする。
- 乙又は販売代理店はパスワード等の不正利用によって甲又は第三者に発生した損害については一切責任を負わないものとする。

第 10 条 (情報取扱事項)

- 乙及び販売代理店は、甲の登録する名刺画像及び当該名刺のテキスト情報を、本サービスを提供するのみに利用し、他の目的に利用しないものとする。
- 乙及び販売代理店は、第 17 条第 1 項の期間満了による終了、第 17 条第 2 項による解約、又は第 18 条による解除若しくはその他事由の如何を問わず利用契約の終了後直ちに、甲の登録する名刺画像及び当該名刺のテキストデータ(以下「当該テキストデータ」という)をサーバより消去するものとする。但し、当該終了時までに当該テキストデータ返還を申込み、別途定められたデータ返還手数料を支払った場合には、甲は当該テキストデータの返還を受けることができる。

第 11 条 (個人情報保護)

- 乙及び販売代理店は、甲から取得した(乙が販売代理店を通じて取得した場合を含む)個人情報に関し、以下を遵守する。
 - 適法かつ公正な手段により個人情報を取得し、善良なる管理者の注意をもって管理する。
 - 取得した個人情報については、法令に従う場合を除き、本サービス遂行目的の範囲外の利用、加工、複製、複製を行わない。
 - 本サービスを遂行するために業務委託先へ個人情報を提供する場合は、委託先の適正な管理・監督を行う。
 - 法令に従う場合及び前号による業務委託先へ提供する場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。
 - 取得した個人情報については、不正アクセスや紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する十分なセキュリティ対策を講じ、適切かつ合理的な安全対策に努める。
 - 本人が個人情報の開示、訂正等を希望する場合には、法令に従って、速やかに対応する。
 - 個人情報保護責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施し、個人情報の保護及び適正な管理体制を維持、継続するために、内外の環境変化に照らして、常時見直しを実施し、継続的に改善を行い、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底する。
- 甲は前項各号の履行状況を確認するために必要な場合には、乙又は販売代理店に対し個人情報の取扱状況について書面による報告を求めることができる。
- 乙又は販売代理店が第 1 項各号の義務に違反した場合又は個人情報が漏洩したことが明らかになった場合、速やかに甲に報告するものとする。また、この場合において乙又は販売代理店は直ちに必要な調査を行い、速やかに再発防止策を策定するうえ甲に報告しなければならない。
- 乙又は販売代理店は、個人情報のうち前条第 2 項により処理されないものについては、利用契約終了後直ちに破棄するものとする。なお、破棄にあたっては散逸、投棄等がなされないよう厳重な注意を払うものとする。

第 12 条 (禁止事項)

- 甲は、本サービスの利用にあたって以下の各号に該当する行為(以下、「禁止行為」という)を行ってはならないものとする。乙又は販売代理店は、甲が禁止行為を行ったことを発見した場合には、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく(即時に)本サービスの提供を停止し、又は、利用契約を解除することができる。甲が禁止行為を行った場合、その行為に関わる責任は甲が負うものとし、乙又は販売代理店は一切の責任を負わないものとする。なお、乙又は販売代理店は甲が行った禁止行為により損害を被ったときは、甲に賠償を求めることができるものとする。
- 甲以外の第三者による本サービスの利用。
 - 乙、販売代理店又は第三者の著作権・特許権・商標権・意匠権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - 人権を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
 - 誹謗、中傷等、名誉・信用毀損行為又はそのおそれのある行為。
 - 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。

- f.本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
- g.コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、又は提供する行為。
- h.本サービスの利用で知り得た、乙又は販売代理店、及び第三者の営業秘密を漏洩する行為。
- i.事実と反する情報を提供する行為。
- j.乙、販売代理店又は第三者のプライバシー又はパブリシティ権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- k. デジタル化した名刺画像及びテキストデータを個人情報保護法に違反する態様で利用する行為。
- l. 不正に入手した名刺を本サービスにてスキャンする行為。
- m.その他、乙又は販売代理店が不適切と判断する行為。
- n.その他公序良俗に反する行為ないし法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

第 13 条(第三者との紛争)

本サービスの利用に関し、甲と第三者との間において紛争が生じた場合、甲は自己の責任と費用にて解決するものとし、乙又は販売代理店は一切責任を負わないものとする。

第 14 条(秘密保持)

- 1.乙又は販売代理店は、本サービスの提供に際して知り得た甲の営業上、業務上又は技術上の秘密であつて秘密である旨の表示又は通知があるもの(以下「秘密情報」という)を、甲の書面による事前承諾なしに、本サービス提供以外の目的で使用せず、また第三者に開示しないものとする。但し、以下の各号に定めるものはこの限りではない。
 - a. 乙又は販売代理店の責に帰すことができない事由により公知となった情報
 - b. 既に公知となっていた情報
 - c. 乙又は販売代理店が既に知得していた情報
 - d. 乙又は販売代理店が独自に開発した情報
 - e. 乙又は販売代理店が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - f. 裁判所、政府機関または法令により開示を要求された情報
- 2.前項の規定は、第 17 条第 1 項の期間満了による終了、又は第 17 条第 2 項による解約、第 18 条による解除若しくはその他事由の如何を問わず利用契約が終了した後、3 年間有効に存続するものとする。
- 3.第 1 項の規定にかかわらず、乙又は販売代理店は、甲が本サービスを利用している事実、利用の経緯、利用形態等を甲の名称と共に自社のウェブサイト、パンフレット等に掲載して本サービスの営業活動を行うことができるものとする。但し、掲載内容については事前に甲の承諾を得なければならない。なお、本項は甲が本サービス提供開始前に予め掲載を拒否した場合には適用されないものとする。

第 15 条(損害賠償)

- 1.本サービスの提供に関して、乙又は販売代理店の責に帰すべき事由により甲が本サービスを全く利用できない(乙又は販売代理店が本サービスを全く提供しない場合、若しくは乙又は販売代理店による本サービスの提供方法の瑕疵により甲が全く利用できない場合をいい、第 5 条第 2 項但書の定めに基づき本サービスを中止する場合は含まれない。以下、「利用不能」という。)ために甲に損害が発生した場合、乙又は販売代理店は、当該損害発生時から過去一年間に甲から現に受領した月額基本料金の合計額を限度として、その損害を賠償するものとする。但し、本サービスで提供されるソフトウェアの仕様、性能等に瑕疵があった場合に、当該瑕疵によって甲に発生した損害については、乙又は販売代理店は損害賠償責任を負わないものとする。
- 2.乙又は販売代理店は、本約款に特に明示的に定める場合を除き、甲のいかなる事由・名目による損害(乙又は販売代理店の責に帰すべからざる事由から甲に生じた損害、乙又は販売代理店の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害等を含む)についても、一切の責任を負わないものとする。
- 3.甲が本サービスの利用に関し、乙、販売代理店又は第三者に損害を及ぼした場合、甲は、乙、販売代理店又は当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとする。
- 4.本サービス利用の決定に際して甲に錯誤があった場合、乙又は販売代理店は一切の責任を負わないものとする。

第 16 条(天災等の免責)

乙又は販売代理店は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、若しくはその他乙又は販売代理店の責に帰すことのできない事由により、本約款上の義務を履行できない場合には、その責を免れるものとする。

第 17 条(契約期間および解約)

- 1. 利用契約は乙又は販売代理店の指定する利用開始日から 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙若しくは販売代理店から別段の意思表示がなされない同一の条件をもってさらに 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 2. 甲が前項の利用開始日から 1 年を経過した日以降に解約を希望する場合は、解約を希望する日の 1 ヶ月前までに甲と乙又は販売代理店が協議し合意のうえ解約することができるものとする。なお、利用開始日から 1 年以内に甲が本契約の解約を希望する場合は、違約金として、利用開始日の属する月から解約希望日の属する月の前月(解約希望日が月末日の場合は解約希望日の属する月)までの月額基本料金・月額処理料金の平均額に解約希望日の属する月(解約希望日が月末日の場合は解約希望日の属する月の翌月)から利用開始日の 1 年後の応答日が属する月の前月までの月数を乗じた金額の 80 パーセントを支払わなければならないものとする。
- 3. 前項の定めにより解約が成立した場合においても、甲は、契約終了日までの月額基本料金、月額処理料金の支払義務を免れるものではなく、乙又は販売代理店は、一切利用料金の払い戻しにも応じないものとする。

第 18 条(サービス利用契約の解除、本サービスの廃止)

- 1. 乙又は販売代理店は、本約款に特に明示的に定める場合のほか、甲が次の各号の一に該当する場合には、何らの通知催告を要せずに直ちに利用契約を解除することができるものとする。
 - a.甲が本約款に違反し、乙又は販売代理店から 14 日間の期間を定めて催告を受けても、これを是正しなかった場合。
 - b.手形又は小切手を不渡りにしたとき、その他支払停止・不能の状態に陥った場合。
 - c.破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申立をなし、又は申立を受けた場合。
 - d.第三者より差押・強制執行・保全処分等を受けた場合。
 - e.営業の廃止・譲渡・会社分割・合併又は会社の解散を行った場合。
 - f.監督官庁による営業許可の取り消し、停止処分その他本約款の履行が困難になると判断される事由があった場合。
 - g.反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。以下同じ)である場合若しくは反社会的勢力であった場合、又は主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員である場合若しくはこれらの構成員であった場合。
 - h.態様の如何を問わず反社会的勢力を利用した場合。反社会的勢力を名乗るなどして甲の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為(これらのおそれがある行為を含む)をした場合。
 - i.反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力、関与した場合。
 - j.反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有した場合(そのおそれがある場合を含む)。
- 2. 主要な出資者又は役員が前 3 号の各号に定める行為の何れかをした場合。2. 乙又は販売代理店は、第 16 条に定める事由により、本サービスの提供が不能となった場合には、利用契約を解約して、本サービスの提供を廃止することができる。また、乙又は販売代理店は 30 日前までに甲に通知することによって本サービスを廃止することができるものとし、この場合については当該廃止日をもって利用契約が終了するものとする。

第 19 条(契約終了時手続、残存条項)

第 17 条第 1 項の期間満了による終了、第 17 条第 2 項による解約、前条による解除またはその他事由の如何を問わず利用契約が終了した場合は、甲は、本サービスで提供されたソフトウェアを乙又は販売代理店の指示に従ってアンインストールしなければならない。また利用契約終了後といえども、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 19 条ないし第 23 条については、有効であるものとする。

第 20 条(契約譲渡)

甲は、乙又は販売代理店への書面による事前同意なくして、利用契約上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならず、又は第三者に義務を承継できないものとする。

第 21 条(本約款の優位性)

本約款は利用契約における本サービス利用に関する甲、乙、販売代理店の権利、義務、責任等の契約の条件についてのすべての合意を包括し、甲、及び乙又は販売代理店双方の正式な責任者の署名又は捺印のある文書を除いては、取り消し、変更、譲渡、破棄はできないものとする。

第 22 条(管轄)

利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 23 条(協議事項)

本約款に定めなき事項、又は本約款事項の解釈、その他利用契約に関して疑義若しくは紛争が生じたときは、甲及び乙又は販売代理店は信義誠実の原則に従い協議の上解決するものとする。